

単品型 Vitality 健康プログラム規約（有償版）

改定後	改定前
<p>第 18 条（本契約の消滅）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 17 条の規定に基づき本契約が失効した場合（第 5 号に該当する場合を除きます。） <p>本契約の失効日</p> (2) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日 (3) 第 19 条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合（第 5 号に該当する場合を除きます。） <p>当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日（本契約の会員年度開始日の属する月の末日までに解約の申し入れが行われた場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌々月 1 日）</p> (4) 第 20 条第 1 項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日 (5) 会員が、健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の申込みをした場合または健康増進乗率適用特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合 健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の契約日以前の当社が定める日または保障一括見直し以前の当社が定める日 (6) 本契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） <p>契約期間が満了した日の翌日</p> 	<p>第 18 条（本契約の消滅）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 17 条の規定に基づき本契約が失効した場合（第 5 号に該当する場合を除きます。） <p>本契約の失効日</p> (2) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日 (3) 第 19 条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合（第 5 号に該当する場合を除きます。） <p>当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日（本契約の会員年度開始日の属する月の末日までに解約の申し入れが行われた場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌々月 1 日）</p> (4) 第 20 条第 1 項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日 (5) 会員が、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の申込みをした場合または同特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合 健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の契約日以前の当社が定める日または保障一括見直し以前の当社が定める日 (6) 本契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） <p>契約期間が満了した日の翌日</p>

改定後	改定前
<p>2. 前項（第2号を除きます。）に規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、前二項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p> <p>4. 会員が、第1項第5号に定める保険契約または保障一括見直しの申込みに際し、Vitality 健康プログラム規約第38条の規定に基づいて本プログラムの会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで Vitality 健康プログラムを利用するなどを選択して Vitality 健康プログラム契約の申込みをした場合において、当社が当該保険契約または保障一括見直しの申込みを承諾しないことを決定したときは、本契約は消滅しません。ただし、当該決定の時点において、第1項第1号、第3号または第6号に定める事由が生じていたときは、当該決定をした日の属する月の翌月1日に本契約は消滅します。</p>	<p>2. 前項（第2号を除きます。）に規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、前二項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p> <p>4. 会員が、第1項第5号に定める保険契約または保障一括見直しの申込みに際し、Vitality 健康プログラム規約第38条の規定に基づいて本プログラムの会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで Vitality 健康プログラムを利用するなどを選択して Vitality 健康プログラム契約の申込みをした場合において、当社が当該保険契約または保障一括見直しの申込みを承諾しないことを決定したときは、本契約は消滅しません。ただし、当該決定の時点において、第1項第1号、第3号または第6号に定める事由が生じていたときは、当該決定をした日の属する月の翌月1日に本契約は消滅します。</p>
<p>第21条（本契約の消滅の効果）</p> <p>1. 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>(1) 第18条第1項第2号または第5号に定める事由により本契約が消滅する場合</p> <p>(2) 第18条第2項の場合</p> <p>(3) 前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合</p>	<p>第21条（本契約の消滅の効果）</p> <p>1. 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>(1) 第18条第1項第2号または第5号に定める事由により本契約が消滅する場合</p> <p>(2) 第18条第2項の場合</p> <p>(3) 前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合</p>

改定後	改定前
<p>3. 当社が、前項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料の払込みを受けた場合は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して5営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p> <p>4. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。 (2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。 <p>5. 会員は、第18条第1項第1号、第3号または第4号の規定に基づき本契約が消滅した場合には、本契約の消滅日から起算して6ヶ月を経過するまでは、本契約（第32条第1項、第33条第1項または第34条第1項に規定するものを除きます。）を再度申し込むことができません。ただし、第18条第1項第3号の規定に基づく本契約の消滅日と同項第6号に基づく本契約の消滅日が同日の場合は、この限りではありません。</p> <p>6. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>	<p>3. 当社が、前項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料の払込みを受けた場合は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して5営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p> <p>4. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。 (2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。 <p>5. 会員は、第18条第1項第1号、第3号または第4号の規定に基づき本契約が消滅した場合には、本契約の消滅日から起算して6ヶ月を経過するまでは、本契約（第32条第1項または第33条第1項に規定するものを除きます。）を再度申し込むことができません。ただし、同項第3号の規定に基づく本契約の消滅日と同項第6号に基づく本契約の消滅日が同日の場合は、この限りではありません。</p> <p>6. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>
<p>第33条 (Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営される本プログラムに関する特則)</p> <p>1. 所属組織等から指定された者は、当社と当該所属組織等との間で締結された Vitality 福利厚生タイプに関する契約（以下、「Vitality 福利厚生タイプ契</p>	<p>第33条 (Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営される本プログラムに関する特則)</p> <p>1. 所属組織等から指定された者は、当社と当該所属組織等との間で締結された Vitality 福利厚生タイプに関する契約（以下、「Vitality 福利厚生タイプ契</p>

改定後	改定前
<p>約」といいます。)に基づいて運営される本プログラムに係る本契約の申込みをすることができます。</p> <p>2. 前項の本契約を締結した会員に対する以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 第1条第1項（本規約の概要）</p> <p>1. 本プログラムは、当社と所属組織等の間で締結される Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営され、当社から会員に対して、次条第1号に定める活動の成果に応じて、商品またはサービスの購入に対する割引その他の特典（以下、「特典」といいます。）を提供し（以下、特典の対象となる商品またはサービスを会員に提供する者または当社と提携している者を「提携先等」といいます。）、会員による特典の利用を通じた心身の健康増進への積極的な取組みを促すことを目的としたプログラムです。</p> <p>(2) 第2条（定義）第5号</p> <p>(5) 「会員年度」とは、会員年度開始日または会員年度開始応当日（毎年の会員年度開始日に応当する日をいいます。）から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。各会員にとっての会員年度開始日は、以下のとおりです。</p> <p>ア. 所属組織等が Vitality 福利厚生タイプ契約において契約日として指定した日の前日までに、当社が会員による本契約の申込みを承諾した場合 Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日</p> <p>イ. 前記ア以外の場合</p>	<p>約」といいます。)に基づいて運営される本プログラムに係る本契約の申込みをすることができます。</p> <p>2. 前項の本契約を締結した会員に対する以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 第1条第1項（本規約の概要）</p> <p>1. 本プログラムは、当社と所属組織等の間で締結される Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営され、当社から会員に対して、次条第1号に定める活動の成果に応じて、商品またはサービスの購入に対する割引その他の特典（以下、「特典」といいます。）を提供し（以下、特典の対象となる商品またはサービスを会員に提供する者または当社と提携している者を「提携先等」といいます。）、会員による特典の利用を通じた心身の健康増進への積極的な取組みを促すことを目的としたプログラムです。</p> <p>(2) 第2条（定義）第5号</p> <p>(5) 「会員年度」とは、会員年度開始日または会員年度開始応当日（毎年の会員年度開始日に応当する日をいいます。）から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。各会員にとっての会員年度開始日は、以下のとおりです。</p> <p>ア. 所属組織等が Vitality 福利厚生タイプ契約において契約日として指定した日の前日までに、当社が会員による本契約の申込みを承諾した場合 Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日</p> <p>イ. 前記ア以外の場合</p>

改定後	改定前
<p>当社が会員による本契約の申込みを承諾した日の直前（同日を含む）の Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日または契約応当日</p> <p>(3) 第3条（本プログラムの利用開始等）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本プログラムは、会員登録手続きを完了した日または Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日のいずれか遅い日から利用が可能となります。 <p>(4) 第4条（会員資格）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは所属組織等を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1)Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (2)単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (3)単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）に加入している場合 <p>(5) 第4条（会員資格）第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会員は、会員年度開始日において満18歳以上満80歳以下の個人である必要があります。 <p>(6) 第4条（会員資格）第3項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 前二項に定めるほか、所属組織等が会員資格に関する要件を別途定めている場合には、会員は、当該要件を満たす必要があります。 <p>(7) 第9条（Vitality コイン）第5項</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用す 	<p>当社が会員による本契約の申込みを承諾した日の直前（同日を含む）の Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日または契約応当日</p> <p>(3) 第3条（本プログラムの利用開始等）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本プログラムは、会員登録手続きを完了した日または Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日のいずれか遅い日から利用が可能となります。 <p>(4) 第4条（会員資格）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは所属組織等を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1)Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (2)単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (3)単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）に加入している場合 <p>(5) 第4条（会員資格）第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会員は、会員年度開始日において満18歳以上満80歳以下の個人である必要があります。 <p>(6) 第4条（会員資格）第3項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 前二項に定めるほか、所属組織等が会員資格に関する要件を別途定めている場合には、会員は、当該要件を満たす必要があります。 <p>(7) 第9条（Vitality コイン）第5項</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用す

改定後	改定前
<p>することはできません。また、当該消失の時点より前に本契約が消滅した場合には、本契約の消滅日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。</p> <p>(8) 第18条（本契約の消滅）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日 (2) 第19条の規定に基づき本契約の解約の申し込みが行われた場合（第4号に該当する場合を除きます。） 当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日 (3) 第20条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日 (4) 会員が、健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の申込みをした場合または健康増進乗率適用特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合 健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の契約日以前の当社が定める日または保障一括見直日以前の当社が定める日 (5) Vitality 福利厚生タイプ契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） 契約期間が満了した日の翌日 	<p>することはできません。また、当該消失の時点より前に本契約が消滅した場合には、本契約の消滅日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。</p> <p>(8) 第18条（本契約の消滅）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日 (2) 第19条の規定に基づき本契約の解約の申し込みが行われた場合（第4号に該当する場合を除きます。） 当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日 (3) 第20条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日 (4) 会員が、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の申込みをした場合または同特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合 健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の契約日以前の当社が定める日または保障一括見直日以前の当社が定める日 (5) Vitality 福利厚生タイプ契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） 契約期間が満了した日の翌日

改定後	改定前
(6) Vitality 福利厚生タイプ契約が消滅した場合（第4号または第5号に該当する場合を除きます。） Vitality 福利厚生タイプ契約が消滅した日	(6) Vitality 福利厚生タイプ契約が消滅した場合（第4号または第5号に該当する場合を除きます。） Vitality 福利厚生タイプ契約が消滅した日
(7) 会員が第4条第3項に定める要件を満たさなくなった旨の所属組織等からの通知を受領した場合（第4号に該当する場合を除きます。） 当該通知が当社に到達した日の属する月の翌々月1日	(7) 会員が第4条第3項に定める要件を満たさなくなった旨の所属組織等からの通知を受領した場合（第4号に該当する場合を除きます。） 当該通知が当社に到達した日の属する月の翌々月1日
(9) 第18条（本契約の消滅）第4項 4. 会員が、第1項第4号に定める保険契約または保障一括見直しの申込みに際し、Vitality 健康プログラム規約第38条の規定に基づいて本プログラムの会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで Vitality 健康プログラムを利用することを選択して Vitality 健康プログラム契約の申込みをした場合において、当社が当該保険契約または保障一括見直しの申込みを承諾しないことを決定したときは、本契約は消滅しません。ただし、当該決定の時点において、第1項第2号、第5号から第7号までに定める消滅日が到来していたときは、当該決定をした日の属する月の翌月1日に本契約は消滅します。	(9) 第18条（本契約の消滅）第4項 4. 会員が、第1項第4号に定める保険契約または保障一括見直しの申込みに際し、Vitality 健康プログラム規約第38条の規定に基づいて本プログラムの会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで Vitality 健康プログラムを利用することを選択して Vitality 健康プログラム契約の申込みをした場合において、当社が当該保険契約または保障一括見直しの申込みを承諾しないことを決定したときは、本契約は消滅しません。ただし、当該決定の時点において、第1項第2号、第5号から第7号までに定める消滅日が到来していたときは、当該決定をした日の属する月の翌月1日に本契約は消滅します。
(10) 第21条（本契約の消滅の効果） 1. 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。 2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができ、当	(10) 第21条（本契約の消滅の効果） 1. 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。 2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができ、当

改定後	改定前
<p>該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>(1) 第18条第1項第1号または第4号に定める事由により本契約が消滅する場合</p> <p>(2) 第18条第2項の場合</p> <p>(3) 前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合</p> <p>3. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。</p> <p>(2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。</p> <p>4. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p> <p>(11) 第23条 (Vitality利用料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本プログラムを利用するにあたっては、当社が定める利用料を支払う必要があります。ただし、所属組織等が利用料相当額を当社に支払った場合には、会員は、所属組織等が利用料を支払った期間に係る利用料の支払いは要しません。 利用料は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める月から発生します。 	<p>該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>(1) 第18条第1項第1号または第4号に定める事由により本契約が消滅する場合</p> <p>(2) 第18条第2項の場合</p> <p>(3) 前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合</p> <p>3. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。</p> <p>(2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。</p> <p>4. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p> <p>(11) 第23条 (Vitality利用料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本プログラムを利用するにあたっては、当社が定める利用料を支払う必要があります。ただし、所属組織等が利用料相当額を当社に支払った場合には、会員は、所属組織等が利用料を支払った期間に係る利用料の支払いは要しません。 利用料は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める月から発生します。

改定後	改定前
<p>(1) Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日の属する月の末日までに当社が会員による本契約の申込みを承諾した場合 当該契約日の属する月</p> <p>(2) 前号以外の場合 当社が会員による本契約の申込みを承諾することを決定した日の属する月</p> <p>3. 当社は、利用料を変更することがあります。この場合には、第 31 条第 2 項に定める方法により事前に会員にお知らせします。</p> <p>(12) 第 24 条（利用料の支払方法） 利用料の支払方法は、当社の定めるところによります。</p> <p>(13) 第 26 条（会員への通知）第 2 項 2. 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当社は会員に対して、会員の住所宛ての書面の郵送、電話番号への電話、ファックスその他の通信手段で通知を行うことがあります。</p> <p>(14) 第 26 条（会員への通知）第 4 項 4. 会員は、E-mail アドレスその他の連絡先を変更した場合は、直ちに、その旨の当社への通知その他当社が定める方法にしたがい登録内容を変更する必要があります。</p> <p>3. 本特則が適用される場合には、第 17 条（本契約の失効）の規定は適用されません。</p>	<p>(1) Vitality 福利厚生タイプ契約の契約日の属する月の末日までに当社が会員による本契約の申込みを承諾した場合 当該契約日の属する月</p> <p>(2) 前号以外の場合 当社が会員による本契約の申込みを承諾することを決定した日の属する月</p> <p>3. 当社は、利用料を変更することがあります。この場合には、第 31 条第 2 項に定める方法により事前に会員にお知らせします。</p> <p>(12) 第 24 条（利用料の支払方法） 利用料の支払方法は、当社の定めるところによります。</p> <p>(13) 第 26 条（会員への通知）第 2 項 3. 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当社は会員に対して、会員の住所宛ての書面の郵送、電話番号への電話、ファックスその他の通信手段で通知を行うことがあります。</p> <p>(14) 第 26 条（会員への通知）第 4 項 4. 会員は、E-mail アドレスその他の連絡先を変更した場合は、直ちに、その旨の当社への通知その他当社が定める方法にしたがい登録内容を変更する必要があります。</p> <p>3. 本特則が適用される場合には、第 17 条（本契約の失効）の規定は適用されません。</p>
<p>第 34 条（トライアル期間の存在する本プログラムに関する特則）</p> <p>1. 第 23 条の規定にかかわらず、当社は、本プログラムの一部を試用に供するため、以下の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間（以下、「トライアル期間」といいます。）は利用料を発生させずに本プログラムの一部を提供することができます。この場合において、トライ</p>	

改定後	改定前
<p>アル期間内に会員から解約の申し入れがないときは、会員は、トライアル期間の満了日の翌日から利用料を支払う義務を負います。</p> <p>(1) トライアル期間の存在する本プログラムに係る本契約の申込みを当社が承諾することを決定した日（以下、本条において「申込日」といいます。）がその属する月の1日である場合 申込日が属する月の末日</p> <p>(2) 前号以外の場合 申込日が属する月の翌月において申込日に応当する日の前日（ただし、同月において申込日に応当する日がないときは、同月末日）</p> <p>2. 前項のトライアル期間の存在する本契約を締結した会員に対する以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 第18条（本契約の消滅）第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 <ol style="list-style-type: none"> 第17条の規定に基づき本契約が失効した場合（第7号に該当する場合を除きます。） 本契約の失効日 会員が死亡した場合 会員が死亡した日 トライアル期間内に第19条の規定に基づき本契約の解約の申し込みが行われた場合（第7号に該当する場合を除きます。） 当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日 トライアル期間の満了日の翌日から申込日の属する月の翌月 	

改定後	改定前
<p>の末日までの間に第 19 条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合 当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌々月 1 日</p> <p>(5) 申込日の属する月の翌々月の 1 日以降に第 19 条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合 当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日</p> <p>(6) 第 20 条第 1 項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日</p> <p>(7) 会員が、健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の申込みをした場合または健康増進乗率適用特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合 健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加された保険契約の契約日以前の当社が定める日 または保障一括見直日以前の当社が定める日</p> <p>(2) 第 21 条（本契約の消滅の効果）第 5 項</p> <p>5. 会員は、前号の規定により読み替えて適用される第 18 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号または第 6 号の規定に基づき本契約が消滅した場合には、本契約の消滅日から起算して 6 ヶ月を経過するまでは、トライアル期間の存在する本プログラムに係る本契約を再度申し込むことができません。</p> <p>(3) 第 23 条（Vitality 利用料）</p> <p>1. 会員は、本プログラムを利用するにあたっては、毎月末日までに、当社が定める利用料を月単位で支払う必要があります。ただし、初回の利用料に係る期間は、トライアル期間の満了日の翌日</p>	

改定後	改定前
<p>から申込日の属する月の翌々月の末日までとします。</p> <p>2. 利用料は、トライアル期間の満了日の翌日から発生します。</p> <p>3. 当社は、利用料を変更することがあります。この場合には、第 31 条第 2 項に定める方法により事前に会員にお知らせします。</p>	
(最終更新日 : 2026 年 1 月 15 日)	(最終更新日 : 2023 年 10 月 2 日)